

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 60 分です。
- VII 問題は 1～2 ページにあります。

憲 法

〔問題〕

以下の事案を読んで下記の設問に答えなさい。

〔事案〕

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下「特例法」という。）は、第 2 条において、性同一性障害者について、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義する。特例法第 3 条 1 項は、第 2 条に該当する者であって同項各号のいずれにも該当する者について、家庭裁判所は、性別変更の審判をすることができる旨を規定している。

X は、生物学的には男性だが、心理的性別は女性であり、特例法第 2 条の性同一性障害者に該当する。X は、長年のホルモン療法の結果、外観上は女性であり、社会生活上も女性として扱われていて、女性と婚姻する意思を全く有していないにもかかわらず、戸籍や住民票の性別欄に「男」と記載せねばならず、その際に奇異の目で見られることが苦痛であるとして、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けられるよう、性別変更の審判を申し立てた。なお、X は、身体への強度の侵襲を伴い感染症の併発その他の生命及び身体に対する危険を伴う外科手術を受けることには強い恐怖感を覚え、生殖腺^{*}除去手術は受けていない。

X は、特例法第 3 条 1 項第一号（18 歳以上であること）、第二号（現に婚姻をしていないこと）、第三号（現に未成年の子がいないこと）の要件をみたすが、第四号（生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること）をみたしていないことから、家庭裁判所は X の性別変更の申立てを退けた。

なお、特例法第 3 条 1 項第四号の要件が設けられた理由として、①生殖腺除去手術を受けないまま性別変更審判を受けた者が子をもうけると、「女である父」や「男である母」が存在するという事態が生じ得ること、②長きにわたり生物学的な性別に基づき男女の区別が行われてきたことから急激な変化を避ける必要があること等が挙げられる。これに対して、③特例法制定後の医学的知見の進展を踏まえると、性同一性障害の治療としては必ずしも生殖腺除去手術は必要とされないこと、④第三号要件によっても子が成人である場合には「女である父」「男である母」は存在していること、

㊦特例法施行以降、すでに約 1 万人を超える者が性別変更の審判を受けており、特段の社会的混乱も生じていないとの見解も出されている。

※生殖腺…ヒトの生殖細胞である卵や精子をつくる器官。卵巣と精巣とがある。

〔設問 1〕 憲法第 13 条の「幸福追求に対する国民の権利」の内容につき、判例がどのような理解をしているかを説明しなさい。

〔設問 2〕 X は、特例法第 3 条 1 項第四号の合憲性を争いたいと考えている。どのような憲法上の主張ができるか、論じなさい。

以 上